

児童扶養手当・特別児童扶養手当 障害児福祉手当・特別障害者手当・福祉手当が改正されます

物価スライドにより、4月から児童扶養手当・特別児童扶養手当・障害者福祉手当・特別障害者手当・福祉手当額が改正されます。※消費者物価指数の変動に応じて、手当額が改正される「自動物価スライド制」となっています。

児童扶養手当・特別児童扶養手当

○児童扶養手当

	現行	改正後
全部支給	41,140円	41,020円
一部支給	41,130円～9,710円	41,010円～9,680円

※児童扶養手当

父母の離婚などで、父または母と生計を同じくしていない児童（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童、中度以上の障害を有する場合は20歳未満）を養育している人に対し、生活安定と自立を助け、児童の健やかな成長のために支給される手当です。

○特別児童扶養手当

	現行	改正後
1級	50,050円	49,900円
2級	33,330円	33,230円

※特別児童扶養手当

身体や精神に中度以上の障害を有する児童（20歳未満）の父若しくは母、または父母にかわって児童を養育している人に対し支給される手当です。

■問い合わせ 福祉課 こども係 ☎75-6118

障害児福祉手当・特別障害者手当・福祉手当

	現行	改正後
障害児福祉手当	14,180円	14,140円
特別障害者手当	26,080円	26,000円
福祉手当	14,180円	14,140円

■問い合わせ

福祉課 高齢・障害者福祉係 ☎75-4823

※特別障害者手当

20歳以上で、著しく重度の障害状態にあるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする障害者本人に支給される手当です。

※障害児福祉手当

20歳未満で、重度の障害状態にあるため、日常生活において常時介護を必要とする障害児本人に支給される手当です。

国民年金保険料の免除申請期間が 拡大されます

国民年金は、所得が少ない時や失業などにより保険料を納付することが経済的に困難な場合、保険料の免除を申請することができます。

4月から、さかのぼって免除等が申請できる期間が拡大され、2年1か月前の分まで免除申請ができるようになります。

これまで	原則として、7月～翌年6月までの期間を審査し決定（申請日が1月～6月までの場合は、前年7月～6月まで） ※学生納付特例は、4月～翌年3月までの期間が対象
4月以降	申請時点の過去2年1か月前の月分まで

ご注意ください！

- 免除とは、全額免除、一部免除、若年者納付猶予、学生納付特例のことです。
- 審査を行いますので、承認されない場合があります。
- 申請が遅れると障害年金などを受け取れない場合や失業などの特例免除が受けられない場合があります。

■問い合わせ

市民生活課 保険年金係 ☎75-2159

佐賀年金事務所 ☎31-4191

臨時福祉給付金・子育て世帯臨時特例給付金が 支給されます

■問い合わせ 福祉課 保護係 ☎75-2324
こども係 ☎75-6118

4月1日から消費税率が8%に引き上げられることに伴い、臨時的な給付措置として「臨時福祉給付金」および「子育て世帯臨時特例給付金」の支給を予定しています。

【臨時福祉給付金】

■給付対象者

- 平成26年1月1日において、住民基本台帳登録者
- 平成26年度市民税（均等割）が課税されない人
- ※市民税が課税されている人の扶養親族等および生活保護制度の被保護者は除きます。

■給付額

給付対象者1人につき1万円（給付は今回限りです）

【子育て世帯臨時特例給付金】

- 平成26年1月分の児童手当の受給者
- 平成25年中の所得が児童手当の所得制限額に満たない人

■給付額

対象児童1人につき1万円（給付は今回限りです）

【申請期日】

7月から12月までを予定しています。

詳しい内容は、市報多久6月号でお知らせします。